

平芝自主防災会規約

令和7年4月1日

※令和6年12月評議委員会の審議可決資料です。(9月以降追加改定部分は(下線)で表示しています。)
※この規約は令和7年3月16日総会で可決されるまでは(案)です。

平芝自主防災会規約(改正R7)

P1

運営細則<地震編>

P3

運営細則<水害編>

P6

参考資料

参考資料1

平芝自主防災会避難解除準備水位の基準

P9

参考資料2

平芝自主防災会避難解除準備水位の確認事項（災害対策本部用）

P10

参考資料3

被災後の復旧のタイムライン<水害時>

P11

参考資料4

令和7年度自主防災会組織表<地震時>

P12

参考資料5

令和7年度自主防災会組織表<水害時>

P13

平芝自主防災会規約

(目的)

第1条 いつ起こるか分からない大災害からわが身と家族を守り、いつ起きてもおかしくない家庭災害から日々の暮らしを守るために、同じ地域に暮らす全ての人々の連帯と信頼、支え合いと助け合いに基づく自主防災活動の推進を目的として、住民総意のもとに、平芝自主防災会(以下「自主防災会」という。)を結成する。

(組織及び事務所)

第2条 自主防災会は、平芝自治区内の世帯をもって組織する。

2. 自主防災会の事務所は、平芝区民会館に置く。

(3) 防災機材及び防災設備の整備及び保守管理

(4) 平芝自治区内の区域で災害が発生した場合の必要な対策活動

(5) その他自主防災活動を推進するために必要な事業

(総会)

第4条 自主防災会に総会を置き、自主防災会の運営及び事業の実施にかかる基本的事項を審議決定する。

2. 総会は、自治区の総会をもってこれに充てる。

(会長及び副会長)

第5条 自主防災会に会長及び副会長を置き、それぞれ 平芝自治区の区長及び副区長をもって充てる。

(地区防災計画)

第6条 自主防災会は、次に掲げる事項を定めた「地区防災計画」を別に策定するものとする。

(1) 自主防災会及び住民の果たすべき役割又は努力目標に関する事項

(2) 自主防災会の組織及び情報連絡体制に関する事項

(3) 自主防災訓練その他防災意識の向上及び防災知識の普及に関する事項

(4) 注意箇所、危険箇所その他地域の防災環境の現況に関する事項

(5) 緊急避難場所、指定避難場所、避難方法、自主避難体制その他避難対策に関する事項

(6) 防災資機材、防災設備の現況、保守管理及び整備方針に関する事項

(7) 高齢者、障害者その他災害時要援護者対策に関する事項

(8) 災害発生時における災害対策活動に関する事項

(9) その他自主防災活動の推進に関する必要な事項

(会計事務)

第7条 自主防災会の会計は、自治区の会計と併せて処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、自主防災会の運営については、平芝自治区運営の例による。
(この規約の運用に関して必要な事項は、平芝自治区役員会が細則を定める。)

附 則

この規約は、平成 7年 9月 1日から効力を有するものとする。

この規約は、改正により令和 7年 4月 1日から効力を有するものとする。

平芝自治区自主防災会運営細則<地震編>

(目的)

第1条 この細則は、地震時の自主防災会運営の細部を定めることにより、区民の参加と責任を明確にするために定める。

(副会長)

第2条 規約で定める副会長の他に自治区会計と防災部長も副会長に定める。

(組織)

第2条 副会長の下に総務班と各隣組の情報班・消防班・救護(救出)班・避難誘導班・給食給水班を置く。

(適用)

第3条 震度6弱以上の地震が発生した時に自治区役員と各隣組各班は第4条に示す役割を行う。

但し、東南海トラフ地震により、豊田市で震度4から5強の地震を観測した場合、実地訓練として招集を行う。その際は防災放送にて区民に連絡を行う。

(本部の設置と役割)

第4条 平芝自治区区民会館内に平芝自治区災害対策本部（以下「本部」という。）を置く。
各種の情報から判断して自治区全体の被害を最小限にするための指示と調整を行う。

(1) 各隣組の各情報班からの情報を取りまとめ被害状況の把握をする。

(2) 各隣組の各情報班からの情報を取りまとめ区民の安否確認を把握をする。

(3) 消防署・消防団や警察署へ消火や救出への出動要請をする。

(4) 消防団詰所のシャッターを開け炎上火災への対応準備をする。

炎上火災により周辺に延焼が危惧される時は、風向・風力や防火帯を考慮して、一時避難場所の区民へ再避難場所とルートの指示をする。

(6) 本震発生後3時間経過した時点で、炊出しの要・不要を判断し、給食班に指示をする。

(7) 炊出しに必要な材料(米・野菜・味噌など)を組長を通して区民に提供を要請する。

(8) 会長(区長)は区民会館敷地での炊出し(火気の使用)を許可する。

(各隣組の役割)

第5条 各隣組全体の被害を最小限にするための指示と調整を行う。

(1) 各隣組組長は各組の一時避難場所を隣組内で決定し本部に届け出る。

(2) 各隣組組長は各組の各役割昼間担当者と夜間担当者を決定し本部に届け出る。

(各班の役割)

第6条 各隣組の各班の担当者は担当時間を分担して以下の役割を担う。

各役割は年齢を考慮して昼夜それぞれに定めた。（年齢は標準的な年齢範囲を示す）

昼間とは7：00～19：00、夜間とは19：00～翌朝7：00とする。

事前に本部各班担当者の携帯電話番号を登録し確認電話をかけて相互に確認する。

事前に地震発生時の巡回経路を決めて、瓦の落下やブロック塀の倒壊等の危険箇所を事前確認しておく。（自治区防災マップの記載で確認）

(1) 情報班（組長） 昼夜間、ただし昼間を前年組長と協議して分担可能

各自の組内の倒壊家屋と出火家屋を目視で確認し本部に連絡。その後組内全数家屋を確認し、本部を訪問して口頭で報告。(1回目外観のみ2回目各家に声掛け家具転倒等による負傷者確認)

(2) 消火班（昼間担当73～57歳）・（夜間担当56～18歳）

- 1) 各自の組内の倒壊危険家屋へ行き初期消火が必要であれば消火活動をする。
- 2) 倒壊家屋が無ければ全組内の家屋から出火がないことを確認、出火がある場合は消火作業をする。
- 3) 本震から90分後までは組内の巡回をし出火のないことを確認し本部へ出向き報告。

(3) 救護(救出)班（昼間担当73～57歳）・（夜間担当56～18歳）

- 1) 各自の組内の倒壊危険家屋へ行き救護が必要な負傷者であれば救護活動をする。
- 2) 各自の組内の倒壊危険家屋へ行き救出が容易な負傷者であれば救出活動をする。
- 3) 各自の組内で救出が困難と判断された時は、本部から救出の可否を判断する人材を派遣し検討します。

(4) 避難誘導班（昼間担当77～74歳）・（夜間担当56～18歳）

各自の組の避難希望者を安全な経路で避難誘導する。

(5) 給食・給水班(原則女性)（昼間担当72～57歳）・（夜間担当56～18歳）

- 1) 区民会館へ集合して、副会長(会計)が同行してセブンイレブン平芝店へ買出しに行く。
(平芝自治区と 災害救助物資の緊急調達に関する協定締結済)
- 2) 区民会館の水道とトイレの使用可否を判断し、必要なら「携帯トイレ」をセットする。
- 3) 区民からの炊出し用食材の提供の受付を行い、炊出しの準備を行う。
- 4) 火気の使用は会長(区長)の許可を受けて行う。

(区民の果たすべき役割)

第7条 平芝自治区内の区域で災害が発生した場合の区民の果たすべき役割

- (1) 区民は食料の提供要請があった時は、速やかに炊出しに必要な材料を供出する。(各世帯 7 日分を除く)
- (2) 区民は所属する隣組の各役割の担当者に協力をする。
- (3) 区民の各世帯は各自消火器を玄関に設置し、震度6弱以上の地震発生時には 30 分を目途に道路境界付近の門柱や駐車場と道路境界付近の目立つ場所に消火器を移動させ初期消火の消火器として提供する。

上記消火器は地震直後に当該世帯の屋内に居た区民が全員無事であった事の表示を兼ねる。

- (4) 区民は地震発生後 2 時間以内に(仮称)平芝自主防災会安否確認システムを使用して本部に家族を含めた安否報告をする。

(区民の事前準備)

第8条 区民は自分と家族の身を守るために以下の準備をしておかなければならない。

- (1) 区民は常時 3 ~ 7 日分の食料と飲料水をローリングストックとして常備する。
- (2) 区民は各自の住宅の耐震性能を確認して、性能不足の住宅は補強等の適切な処置を行う。

- (3) 区民は各自の世帯内の家具の固定をしなければならない。
 - (4) 区民は各自の世帯内的人数×7日×5個の携帯トイレを準備する。 (1日5回行く人を想定)
 - (5) 区民は各自の世帯に感震ブレーカーを取り付け地震による電気火災の防止をする。
 - (6) 区民は豊田市が発信する緊急メールとよたに登録して情報収集しなければならない。
- 上記の情報収集ができないときは防災ラジオ(豊田市防災対策課で受付)を購入して情報収集

附 則

この運営細則は、令和7年4月1日から効力を有するものとする。

平芝自治区自主防災会運営細則<水害編>

(目的)

第1条 この細則は、水害時の自主防災会運営の細部を定めることにより、区民の参加と責任を明確にするために定める。

(副会長)

第2条 規約で定める副会長の他に自治区会計と防災部長も副会長に定める。

(組織)

第2条 副会長の下に評議委員による総務班と各自主避難所に情報班と給食給水班を置く。

(適用)

第3条 豊田市長から平芝町2・3丁目と6・7丁目のいずれかを含む地域へ高齢者避難指示が発せられた時に評議委員は各担当の平芝自治区自主避難所の開設を行う。

但し、豊田市が指定する一時車両避難場所の西山公園は豊田市職員で開設される。

(本部の役割)

第4条 豊田市長より高齢者避難指示が出された時、平芝自治区区民会館に平芝自治区災害対策本部(以下「本部」という。)を置く。

豊田市長より避難指示が出された時、崇化館中学校内に「本部」を移転する。(水没の危険)

- (1) 各自主避難場所の担当評議員からの情報を取りまとめ被害状況の把握をする。
- (2) 各自主避難場所の担当評議員からの情報を取りまとめ区民の安否確認を把握をする。
- (3) 消防団に平芝1号線の北端で侵入車両を抑制する交通誘導を要請する。
- (4) 自主防災会の会長が炊出しが必要と判断した時、必要な材料(米・野菜・味噌など)を組長を通して区民に提供を要請できる。

(各避難世帯の義務)

第5条 各避難世帯は以下の義務を遂行して速やかに安全な避難をする。

- (1) 各避難世帯は平芝自治区発行の令和6年1月23日付の「災害時避難場所について」<水害時>で自治区が指定した避難場所へ必ず避難する。
- (2) 各避難世帯は自治区が各避難場所への指定したルートを通行して避難する。
- (3) 各避難世帯は原則1世帯当たり1台の乗用車で車中泊で避難する。
- (4) 各避難世帯は各世帯人数×3日分の食料を用意して避難する。
- (5) 各避難世帯は避難所に到着した時は速やかに(仮称)平芝自主防災会安否確認システムを使用して本部に家族を含めた安否報告をする。

(避難の必要がない世帯の協力)

第6条 平芝町4丁目・5丁目は避難の必要はありませんが、市道平芝1号線はメインの避難ルートで使用します。交通渋滞を避けるため、北上する一方通行走行の利用に協力すること。
(不要不急の外出を控えてください。)

(区民の役割)

第7条 区民は食料の提供要請があった時は、速やかに炊出しに必要な材料を提供する。(各世帯7日分の備蓄を除く)

(区民の事前準備)

第8条 区民は自分と家族の身を守るために以下の準備をしておかなければならない。

- (1) 区民は常時3日分の食料と飲料水をローリングストックとして常備しなければならない。
- (2) 区民は各自の世帯内的人数×7日×5個の簡易トイレを準備する。
- (3) 区民は豊田市が発信する緊急メールとよたに登録して情報収集しなければならない。
- (4) 上記の情報収集ができないときは防災ラジオ(豊田市防災対策課で受付)を購入して情報収集しなければならない

(被災後の復旧)

第9条 区民は本部と連携して早期の復旧に努めなければならない。

本部は避難解除準備水位の基準を設定し、区民に適切な指示を行う。

参考資料-1

- (1) 本部は復旧前線基地を平芝区民会館に設置する。(ただし第11条の基準を確認後)
- (2) 復旧前線基地を設置するために水害被害がなかった隣組の地震時の消火班と給食給水班の昼間担当者を招集して、会館内及び駐車場の泥の撤去と清掃を昼間に限定して行う。
- (3) 本部は上記作業中は第11条(3)・(4)を毎時確認し、無線等で復旧前線基地に配置した評議員へ知らせ、避難が必要と判断した時は直ちに全員にハンドマイクで避難開始を知らせ避難所まで退避させる。

第10条 被災した区民は各避難所の評議員に申告して許可された時、以下の事項を実施できる。

ただし、行動できるのは昼間の時間帯のみとする。

- (1) 各世帯世帯主+1名は徒歩で自宅の被災状況確認をする。(単独行動禁止)
- (2) 自宅前の道路と駐車場及び屋内の片付け・清掃をして帰宅の準備をする。
- (3) 各世帯自宅床下の水替・換気・乾燥を行いカビの発生を抑制する。
- (4) 各世帯自宅屋内の消毒と掃除

(平芝自主防災会避難解除準備水位の基準)

第11条

(1) 洪水水位が平芝区民会館の駐車場高さより低下した事を確認する。

参考資料-2①

(2) 洪水ピーク水位より2m程度低下した事を準備作業開始の原則とする。

(区民会館や周辺建物等で洪水ピーク水位の痕跡を確認)

(3) 矢作ダム放水量800m³/S以下を確認する。

参考資料-2②

(国交省水文水質DBの矢作ダムリアルタイム諸量(10分毎表示)で確認)

(4) 天気予報を確認する(西三河東北部・長野県下伊那地域の降雨予測)

参考資料-2③

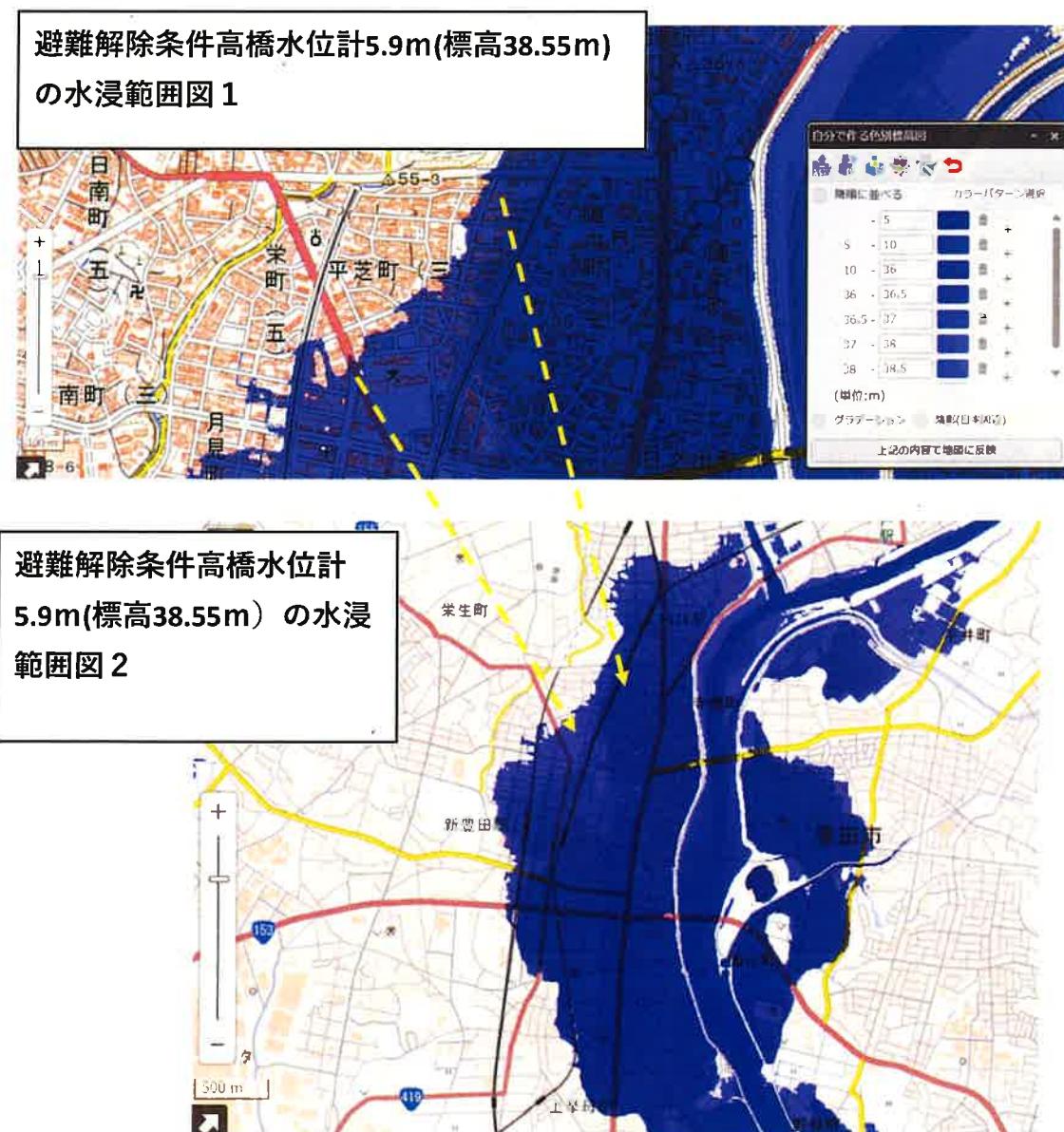
(5) 原則上記4項目の確認をして避難解除準備水位に達したと判断する。

附 則

この運営細則は、令和 7年 4月 1日から効力を有するものとする。

国交省豊橋河川事務所の河川情報に基づく災害対策活動基準（避難指示等の発令）は実測による避難指示等の判断基準は高橋水位計で5.9m(標高38.55m)を下回り、矢作ダム放水量が800m³/Sを下回った場合と定められている。

- ① 矢作川の堤防決壊がないケースでは上記に従い解除となるが、浸水範囲図2のように中心市街地が殆ど水没している中で豊田市による避難指示解除は難しい。従って平芝自治区として避難解除準備水位基準を設定する。
- ② 平芝自治区内は浸水すると路面や屋内に泥水などが流れ込むため量的には少ないが粘土が張り付く、また路面の粘土は乾燥すると粉塵となり空中を舞うため公害になる。(浸水が深い名鉄駅から東側は砂利や砂が溜る)
- ③ 避難中であっても昼間に水が引いて、解除の判断水位基準をクリアしていれば早期の生活再建のための活動をするべきと考える。ただし、世帯主+1名を原則とする。評議員がハンドマイクと無線機を持って見張りとして丁目毎に同行する。
- ④ 各世帯は自宅前の道路と駐車場を優先して洗浄する。



復興前線基地の整備(区民会館 2F及び消防団詰所)

- ① 洪水水位が平芝区民会館の駐車場高さより低下した事を確認する(愛環と155号交差点の水位で判断可能)
(ピーク水位より2m程度低下した事を準備作業開始の原則とする、区民会館壁の水跡で判断可能)
- ② 矢作ダム放水量を確認する。(800m³/S以下を確認)
(国交省水文水質DBの矢作ダムリアルタイム諸量(10分毎表示)で確認可能) [国土交通省 水文水質データベース](#) [リアルタイムダム諸量一覧表](#)
- ③ 天気予報を確認する(西三河東北部・長野県下伊那地域の降雨予測)
(気象庁ナウキャストで線状降水帯や降水強度を確認可能) [水文水質データベース](#)
- ④ 徒歩で区民会館前まで障害物がないか確認する。(必要な資器材・人員の把握)
- ⑤ 区民会館の水道が使用できるか確認する(必要な資器材・人員の把握)



被災後の復旧のタイムライン<水害時>

時間	洪水水位と標高(T.P.)	洪水水位に対応した復旧作業内容
-8H	1/1000想定水位 49.90 m 6.4 m	(これより低い洪水ピーク水位もあります)
-2H	会館敷地標高 43.50 m 2.2 m	評議員による水位低下観測開始 評議員による水位低下観測の継続と被害状況報告
0H	堤防天端標高 41.30 m	復旧人員の招集を発信 (1.5時間後妙玄公園集合)
	1.9 m	妙玄公園で人員点呼・スケジュール説明後区民会館へ移動 *(移動しながら道路水洗い清掃を行う)
1.5H	氾濫危険水位 39.45 m	具体的な作業分担の説明と準備と退避合図と方法の説明

(作業中に昼食時間が入れば本部が人数分の昼食を準備)

復旧前線基地の設置準備

*汚水が混ざった水で浸水しています原則全て水洗いが必要です。(後日消毒も行います)

「消火班昼間担当」(4・5丁目)

- 会館前道路・駐車場・玄関の泥水の撤去
- 会館内トイレ床の泥を撤去
- 会館外壁及び窓の汚れ水洗い(この後、窓を開いて換気を行う)
- 会館内の畳・襖の撤去・カーペット撤去
- 会館内の床の泥を撤去
- 倉庫内の土間の泥の撤去

「給食給水班昼間担当」(4・5丁目)

- 会館内トイレ壁の雑巾掛け
- 便座を清掃し携帯トイレを設置
- 区民会館の壁全て雑巾掛け
- 台所の食器等全ての水洗い
- 冷蔵庫の中の片付け
- 押入れ内の片付け

被災各世帯の復興準備 (2・3・6・7丁目)

- 各世帯世帯主+1名は徒歩で自宅の被災状況確認をする。(単独行動禁止)
- 自宅前の道路と駐車場及び屋内の片付け・清掃をして帰宅の準備をする。
- 各世帯自宅床下の水替・換気・乾燥を行いカビの発生を抑制する。
- 各世帯自宅屋内の消毒と掃除